

県民の皆様へのお詫びと約束

一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括にあたって

本事案は、既に公表を行っておりますとおり、昨年 3 月から 4 月にかけて、高島市安曇川町の琵琶湖畔の県管理地および隣接民有地に、無断で産業廃棄物である放射性セシウム（最大 3,900Bq/kg）に汚染された木くず約 310 m³が敷設されるとともに、木くず入り大型土のう 77 袋（約 77 m³）が放置された不法投棄事案です。

また、本事案は、放射性物質に汚染された廃棄物の大規模な不法投棄事案として発覚した、全国的にも類例を見ない困難な事案であるとともに、県民の皆様の心の拠り所である自然豊かな琵琶湖の湖畔で行われた、許し難い行為であります。

本年 3 月 4 日にようやく現場での復旧作業を完了することができました。

併せて、同日付けで不法投棄に関与した 3 名について廃棄物処理法および河川法違反の疑いで告発を行いますとともに、現地の土壌についての放射能濃度等の検査によって安全性が確認されましたことから、3 月 26 日には「安全・安心メッセージ」を公表しましたが、この間、地元の皆様には、現地への立入禁止措置だけでなく、健康面への不安、農作物や水産物への風評被害の懸念など、大変なご心配をおかけしました。

また、事案への初動対応に不十分な点があったこと、そして、何よりも早期撤去を優先させたため、撤去業者や搬出先などの情報をお知らせできなかったことなどから、本事案に対する県としての対応に不信感を招いたことに心からお詫び申し上げます。

詳細については、総括の本編に記述しましたが、ここでは次の 3 点について、私の思いを述べておきます。

一点目は、初動対応に関することです。

今回の事案において、県地方機関において危機管理意識が欠けていたこと、また機関相互の連携・協力が不十分であったことが明らかになりました。

このことについては、県庁力を最大化するため、職員の感度を高め、地方機関相互間の連携を一層強化する方策を講じていく所存です。

二点目は、不法投棄に関与した者による自主撤去という途を選んだことです。

放射能に汚染された木くずを受け入れる処理施設がなく、県自らが撤去する方策が閉ざされる一方で、地元住民の皆さん、高島市、農業・漁業団体からの早期撤去を求める強い要請を受けており、この狭間の中で撤去を実現する唯一の方法として、県は自主撤去を認めることとしました。

当時の県は、早期撤去を断念して鴨川河川敷で嚴重に管理するかどうか、ぎりぎりの決断を迫られたわけですが、結果として、撤去作業の不透明性と県の説明責任の欠如として映ってしまったことは、環境県滋賀にとって誠に残念なことでありました。

三点目は、二点目ともかかわりますが、放射性物質汚染対処特別措置法の問題です。

この法律におきましては、放射線量が8,000Bq/kgを超える廃棄物は、指定廃棄物として国が処理するとされているのに対しまして、それ以下の廃棄物は、放射能汚染されていない廃棄物と同様に取り扱われることとなっています。

しかし、現実には、そうした廃棄物をオープンに受け入れる施設は無く、事案に対応する自治体としましても、早期処理は極めて困難なことになります。

私は、国の放射能影響に関する基準設定と、一般の放射能汚染に対する感覚に大きく乖離がある中で、この基準値以下の廃棄物を放射能汚染されていない廃棄物と同様に取り扱うという仕組みそのものに大きな問題があると考えております。こうした、基準値以下の放射性物質に汚染された廃棄物が、十分に管理されないまま、県境を越えて移動している実情に鑑み、国の主導による対策を強く求めていきます。

最後に、今回のような事案が二度とおこらないよう、職員の感度を高め、県機関相互の連携を一層強化することを職員みんなで共有し、実践する、このことを県民の皆様に約束をさせていただきます。

平成26年(2014年)12月19日

滋賀県知事

三木 大造